告示

埼玉県告示第七百三十五号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事　大野元裕

表身体検査（試験検査を除く。）の項金額の欄中「三、二〇〇円」を「三、二二〇円」に改め、同表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「七、九〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「四、九六〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一〇、三二〇円」を「一〇、三五〇円」に、「四、九〇〇円」を「六、三六〇円」に、「一九、七七〇円」を「一九、八〇〇円」に、「九、一七〇円」を「九、一九〇円」に、「九、一三〇円」を「九、〇〇〇円」に、「六、二六〇円」を「六、二八〇円」に、「六、三九〇円」を「六、四二〇円」に、「一回につき　六、八八〇円」を「一回につき　六、八一〇円」に、「四、八一〇円」を「四、八三〇円」に、「一〇、七三〇円」を「一〇、七五〇円」に、「五、一三〇円」を「五、一五〇円」に、「二、七五〇円」を「二、七九〇円」に改め、同項中

「

A型肝炎 狂犬病（乾燥組織培養狂犬病ワクチン）	一回につき　六、八六〇円

」を

「

A型肝炎	一回につき　七、七〇〇円
不活性化	一回につき　一六、二七〇円

」に、

「

一回につき	一五、六六〇円

」に改め、同項金額の欄中「一六、九四〇円」を「一五、七五〇円」に、「七、八八〇円」を「七、九〇〇円」に、「八、八五〇円」を「八、四〇〇円」に、「一〇、九八〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、同項中

「

B型肝炎 ヒトパピローマ（子宮頸（けい）がん・組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン）	一回につき　六、三一〇円 一回につき　一五、五一〇円

」を

「

B

7ca11dbefa30c4cd2de374002998a7e1

型肝炎	一回につき　五、八八〇円

」に改め、同項金額の欄中「一六、八四〇円」を「一六、八六〇円」に、「二六、八六〇円」を「二六、八八〇円」に、「九、〇七〇円」を「八、六〇〇円」に、「六、一九〇円」を「六、七九〇円」に、「一三、八七〇円」を「一三、八九〇円」に、「八、七三〇円」を「八、七五〇円」に、「二五、五八〇円」を「二三、六一〇円」に改め、同項中「

ＲＳウイルス	一回につき　二五、六四〇円

」を「

ＲＳウイルス	一回につき　二五、六七〇円
腸チフス	一回につき　九、三〇〇円

」に改める。